

広島県告示第九百十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十三年十月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
宮ノ下地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号から五号を平成四年七月三十日広島県告示第八百二十五号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号は告示で指定した標柱六号と同一とし、標柱五号は告示で指定した標柱六号と七号を結んだ線上に存する。

郡市・区	町・丁目	地 番			標 柱 番 号
大竹市	阿多田	三六九番五	標柱一号及び二号		
		三七四番	標柱三号及び四号		
		三六九番四	標柱五号		